

平成24年度（2012）

要 覧



日野市立教育センター

目 次

日野市立教育センター事業案内	1
I 教育センター概要	2
1 設置目的	2
2 施設	2
3 沿革（見出し）	2
II 運営組織	3
1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置	3
2 日野市立教育センター組織	3
3 運営審議会	4
4 教育センターの部・係（担当）	5
III 事業計画	6
1 調査研究部	6・7・8
2 研修部	8
3 相談部	9・10・11
IV 教育センター沿革（詳細）	12・13
V 設置条例・施行規則	14
1 日野市立教育センター設置条例	14・15
2 日野市立教育センター設置条例施行規則	15・16
3 日野市適応指導教室設置要綱	16・17
VI 教育センター案内図	

日 野 市 立 教 育 セ ン タ ー 事 業 案 内

教育センター	開館時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
	休館日	土曜・日曜日・祝日	TEL 042-592-0505
	〒191-0042	日野市程久保 5 5 0	FAX 592-1148
一般教育相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-1160	
	午前 10 時～午後 5 時	FAX 592-1148	
	子どもこころの電話相談	TEL 592-2782	
学校生活相談	毎週月曜日から金曜日	TEL 042-592-0863	
	適応指導（わかば教室）	午前 9 時～午後 4 時	FAX 042-592-1148

I 教育センター概要

1 設置目的

日野市立教育センターは、学校教育はじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を進め、また教育相談及び適応指導等を通じて、教育に関する課題や市民のニーズに応えるとともに、新たな教育施策に活かし得るシンクタンクとしての役割を持ち、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関として位置する。

教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究
- (2) 学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (3) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (4) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (5) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (6) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。
- (7) 教育の資料及び情報の整理、保存及び活用に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

2 施設

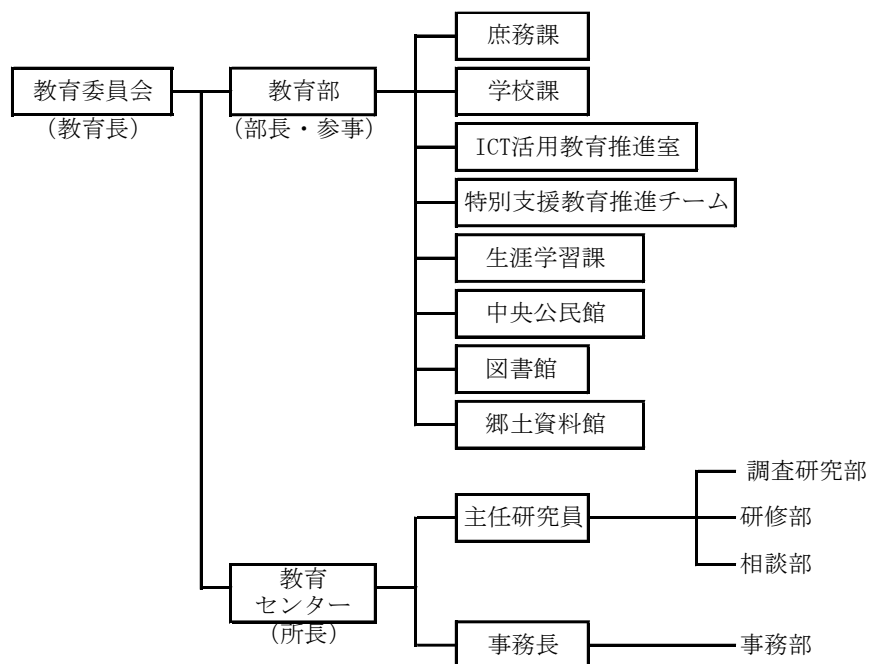
施設名	所在地	開設年月日	部屋名と数
日野市立教育センター	日野市程久保550番地	平成16年4月1日 日野市立教職員研究室を中心に 教育相談室及び健全育成・適応指導「わかば教室」を統合・拡充し、 それに新規事業も加えて設置	所長室・応接室1 所員室2 講堂1 会議室1 相談室2 面接室3 プレイルーム3 学習室4 待合室1 教材室1 パソコン室1 パソコン準備室1 理科 実験室1 理科実験準備室1 図書資料室1 倉庫1 事務室1 印刷室1 その他

平成24年4月1日現在

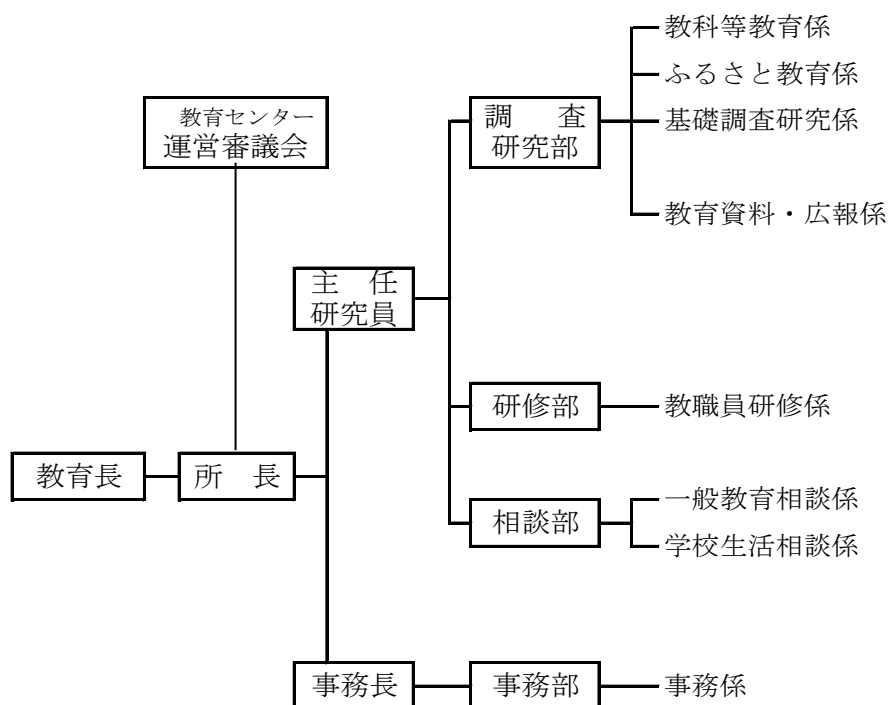
3 沿革（詳細は12ページ～13ページに記載）

Ⅱ 運 営 組 織

1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置



2 日野市立教育センターの組織



3 運営審議会

(1) 運営審議会 設置の趣旨と審議事項

日野市立教育センターの効果的な運営を図るために設置され、次の事項について所長の諮問に応じて審議する。

- 1 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育とその連携に関すること。
- 2 教育における専門的、技術的事項の研究及び普及に関すること。
- 3 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- 4 教育相談並びに学校生活相談に関すること。
- 5 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか必要なこと。

運営審議会は運営審議会委員長の召集によって、年2回開催される。

(2) 平成24年度 運営審議会委員

教育センターの事業及び運営について必要な事項を審議する。委員は、教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、教育行政機関関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(日野市立教育センター設置条例第8～13条)

<学 識 経 験 者>

亀 井 浩 明	帝京大学名誉教授
吉 野 美智子	元百草台小学校長・人権擁護委員

<社会教育関係者>

大 杉 宏 光	社会教育委員（元杉並区立図書館長）
---------	-------------------

<学校教育関係者>

井 上 宏 子	日野市立幼稚園長会代表（日野市立第七幼稚園長）
中 島 和 夫	日野市立小学校長会代表（日野市立日野第一小学校長）
岡 部 秀 敏	日野市立中学校長会代表（日野市立大坂上中学校長）

<教育行政関係者>

大 野 正 人	日野市教育委員会教育部参事（教育指導担当）
増 子 和 男	日野市教育委員会教育部参事（生涯学習担当）

4 平成24年度 教育センターの部・係〈担当〉

所 長				加 島 俊 雄
主任研究員	教育部参事			大 野 正 人
教育センター担当指導主事				佐 藤 正 明
事 務 長				渡 辺 秀 樹
調査研究部	◆印（主任）	○印（係主担当）		
●教科等教育係	理科教育推進研究			○島 崎 忠 志
				○山 形 正 夫
●ふるさと教育係	郷土教育推進研究			◆小 杉 博 司
●基礎調査研究係	ひのっ子教育 21 開発委員会研究			◆原 田 由美子
				○垣 内 成 剛
●教育資料・広報係				◆河 野 和 昌
				原 田 由美子
				垣 内 成 剛
研 修 部				
教職員研修係				◆上 條 茂
〃				○二 馬 誠志郎
〃				○櫻 井 秀 和
〃		原 田 由美子		山 形 正 夫
〃		依 田 明 司		大 野 哲 郎
〃		小 杉 博 司		垣 内 成 剛
〃				島 崎 忠 志
相 談 部				
●一般教育相談係				◆依 田 明
〃	教育相談員（カウンセラー）			○望 月 桂
〃	〃			○渡 辺 弥 生
〃	〃			○富 永 和 喜
〃	〃			○片 岡 歩
〃	〃			○鬼 塚 愛
●学校生活相談係	適応指導（わかば）教室運営			◆佐 藤 清 隆
〃	〃			○大 野 哲 郎
〃	〃			○鈴 木 晴 敏
〃	〃（指導員）			○佐々木 謙 士
〃	〃（指導員）			○岡 崎 純 子
〃	〃（指導員）			○粂 山 茜
〃	〃（指導員）			○渡 邊 悠
〃	登校支援コーディネータ（健全育成を含む）			◆柳 元 太 郎
〃	e-ラーニング（登校支援員）			○下 山 栄 子
〃	〃			○菊 川 民 雄
〃	適応指導教室カウンセラー			○佐 藤 充
〃	〃			○中 島 理 恵
事 務 部				
●事務職員				○弘 田 裕 子
〃				○小 澤 伸 彦
〃				○鷹 取 孝

Ⅲ 事業計画

平成 24 年度教育センターの事業・活動については、新学習指導要領や「教育のまち日野」（学校教育基本構想）に基づく日野市の新たな教育課題に配慮するとともに、シンクタンクとしての教育センターの役割及びこれまでの活動の成果を踏まえて、日野市の教育の振興や教育へのニーズに応えるより充実したものとする。

1 調査研究部

学校教育基本構想の「教育センターの先進的な調査・研究の充実」を図るという基本方針を受け、日野市の教育の向上を図る上に当面する教育課題であるところの I C T 教育及び郷土教育の推進並びに理科教育の充実のための調査・研究を、学識経験者の助言も得ながら教育センターの所員と教育行政や学校関係者の協働によって行い、その結果情報を提供する。また、「ひのっ子教育 2 1 開発委員会の研究」については、新学習指導要領の実施に伴う重要な課題である『英語（活動）教育の小・中学校の効果的な接続』に関する研究に協力する。

（１）教科等教育係：理科教育推進研究委員会の研究

① 主 旨

「ひのっ子の学習意欲を高める理科授業」の構築を目指し、教員一人一人が魅力ある理科授業を展開できるよう、教員・学校支援を推進する。

② 目 的

ア 教員が魅力ある理科授業を展開できるよう、授業力の向上を図る。

・様々な研修を通しての教員の理科指導力の向上 ・日野の自然の教材化と授業実践を通しての活用 ・ICT を活用した授業の推進

イ 科学技術振興機構（JST）の事業を通して理科授業の充実を図る。

・コア・サイエンス・ティーチャー（CST）を活用した理科授業の改善
・理科支援員を配置し、理科実験等の推進と充実

ウ 理科支援センターとしての役割を明確にし、教員・学校支援を推進する。

・理科に関する情報の提供や教材・教具の貸出 ・授業支援や JST 事業推進のための活動
・理科実験室等の整備・充実への支援

エ 外部の諸機関との連携により、理科に関する人材や情報の蓄積を図る。

・小・中教研理科部との連携の推進 ・研修の充実 ・日野の自然の活用

③ 組織・運営

委員長・副委員長：小学校校長、中学校校長

委員：理科教育の有識者、小・中学校副校長、C S T 専属理科支援員、C S T、

小・中教研理科部長、理科担当指導主事、教育センター所員

（２）ふるさと教育係：郷土教育推進研究

① 目 的

学校における郷土教育のあり方を追究し、日常の授業に生かす実践的な研究を推進する。ふるさと日野に誇りと愛着を持つ『ひのっ子』を育成するため、「郷土意識を育む指導のあり方―郷土の歴史・自然・文化・産業・人の教材化を通して―」を主題とした研究を行う。

ア 郷土教育が育む児童像・生徒像

○郷土の歴史、自然、文化、産業、人を理解し、先人への感謝の心をもった ひのっ子

- 郷土の特色やよさに気付き、継承、発展を願い、行動する ひのっ子
- 郷土の一員として自覚と誇りをもち、仲間や郷土の人々と協働できる ひのっ子
- 郷土の未来の姿を思い描き、よりよい郷土の実現について思考できる ひのっ子
- イ 学校教育における郷土教育の定着化をめざす
 - 郷土の歴史・自然・文化・人の教材化の意図を明確にする ○郷土の特色やよさ、変遷や変化、人の生き方がよくわかる郷土教材を収集・開発する ○郷土教材を活用した指導計画・実践例を提示する
- ② 内容及び方法
 - ア 「日野」の郷土教材の収集・開発、および授業実践を行う。
 - イ 郷土教材を活用した指導計画の作成や授業展開の工夫、副読本や郷土関連資料の活用を工夫し学習指導法の研究を行う。
 - ウ 「郷土資料館」「新選組のふるさと歴史館」「中央図書館」「公民館」等の関係諸機関と連携・協力した授業を推進する。
 - エ フィールドワークと実践事例発表を中心とした夏期郷土教育研修会を実施し、郷土教育を推進できる指導者を育成する。
 - オ 研究の成果を「郷土日野 指導事例 第8集」としてまとめる。また、電子データ（PDFファイル）化し、教育センターホームページより利用できるようにする。
- ③ 運営組織
 - 市内幼稚園・小学校教員、「郷土資料館」「新選組のふるさと歴史館」「中央図書館」等の関係職員、学識経験者、教育委員会指導主事、教育センター所員で郷土教育推進研究委員会を組織し調査研究を行う。

（3）基礎調査研究係：ひのっ子教育2 1 開発委員会の研究

- ① 目的
 - ひのっ子の学習意欲の向上のために国語科、算数・数学科における魅力ある授業づくりを目指し、よりよい授業モデルを提案する。
- ② 内容及び方法
 - ア 内容 ひのっ子の主体的な学習意欲を高めるために国語科、算数・数学科の授業の研究開発を行い授業力の向上及び他の教員を指導する資質・能力の向上を図る。
 - イ 方法 ・国語科と算数・数学科のグループに分け研究開発を行う。
 - ・一学期 研究の計画・組織作り授業研究①
 - ・二学期 授業研究②、③、④
 - ・三学期 報告書の作成、発表会準備、開発委員会発表会、報告会
- ③ 運営組織
 - 学識経験者 文部科学省教育課程調査官 笠井 健一先生（算数・数学科）
文部科学省教育課程調査官 水戸部 修治先生（国語科）
 - 小・中学校長会 各1名 小・中学校副校長会 各1名
 - 小学校 国語科6名、算数・数学科7名 中学校 国語科、算数・数学科 各2名
 - 担当指導主事 2名 教育センター所員(庶務) 2名 計25名

（4）教育資料・広報係

- ① 教育用図書・資料等の収集・整理・提供活動
 - ・教育用図書の選定・購入・整理、紹介・提供
 - ・DVDなどAV資料の選定・購入・編集、紹介・提供
 - ・研究資料の収集・整理、紹介・提供

- ・所蔵資料の整理方法及び提供方法の検討
 - ・所蔵資料の利用促進のための I T 化の推進と学校図書館・市立図書館との連携
 - ・学校の研究集録の電子化と W e b サイトでの公開による教師の授業力向上支援
- ② 広報・普及活動
- ・教育センター紀要の編集・発行
 - ・教育センター所報「教育センターだより」の編集・発行
 - ・教育センター W e b サイトの運営

2 研修部

(1) 教職員研修係

教育委員会学校課研修計画をもとにして、教育センター研修係は以下の業務を行う。

まず、若手教員育成研修においては、担当所員が 1 年目 5 0 名、2 年目 3 1 名、3 年目 3 6 名の指導にあたる予定である。1 年目の若手教員育成研修は、学校訪問を年 3 回行い、授業観察の後、個別的に支援・助言を行うという方法で進めていく。2 年目・3 年目の若手教員育成研修は、授業研究を行う際の指導・助言を行う予定である。本年度作成予定の研修ガイドラインに基づき担当者は、指導・助言を通し、若手教員が気軽に声をかけられるような関係を作り、若手教員の悩みにも応えられるように努めていきたいと考えている。

次に教育委員会が主催する教職研修会の補助を行う。おもに、申し込み受付、当日の受付業務、会場案内、プレゼンテーション機器・音響設備設置等を行う予定である。

本年度の研修内容は、職層に応じた研修Ⅰ、現職経験に応じた研修Ⅱ、今日的な教育課題解決のための教育課題研修Ⅲが予定されている。また、研修Ⅳとして、理科実技研修、昆虫スキルアップ研修、郷土教育研修、ICT 活用研修、教科専門研修（全体会）など夏季休業中に行われる研修会がある。今年度から夏季休業中に行われる教科専門研修（全体会）は午前中に実施し、日野市の小中の全教員が研修を受ける計画となっている。当日、会場設営等を行っていく。

(研修内容)

ア 職層に応じた研修 (研修Ⅰ)

- ・学校組織マネジメントⅠ（校長） (2 回)
- ・学校組織マネジメントⅡ（副校長） (2 回)
- ・学校組織マネジメントⅢ（主幹） (3 回)

イ 現職経験に応じた研修 (研修Ⅱ)

- ・若手教員育成研修（1 年次） (10 回)
- ・若手教員育成研修（2 年次） (3 回)
- ・若手教員育成研修（3 年次） (3 回)
- ・1 0 年次研修

ウ 教育課題研修 (研修Ⅲ)

- ・評価、食育リーダー、人権教育理解推進、ICT 活用推進、特別支援教育、リソースルーム、体力向上推進、幼保小連携教育など

エ 特別課題研修 (研修Ⅳ)

- ・理科実技研修、昆虫スキルアップ研修、郷土教育研修、夏季 ICT 活用研修、幼児教育研修、教科専門研修（全体会）、小学校外国語活動研修
- ・今後予定される夏季研修会

3 相談部

日野市立教育センターの相談部の事業は設置条例4条の

(4) 教育相談及び学校生活に関すること。

(5) 不登校児童・生徒に対する相談・援助に関すること。

に基づいて一般教育相談係「教育相談室」と学校生活相談係「適応指導（わかば）教室」の二つの係として活動している。特別支援教育の本格的実施に伴い、心理的ケアの重要性も増しており、関係各機関や学校との密接な連携を図っている。

(1) 一般教育相談

① 目的

日野市に在住する幼児・児童・生徒及び保護者や市民、教職員等からの不登校やいじめ、その他の課題を解決するために、電話相談や来室による相談等の教育相談に応じ、必要に応じて解決のための援助を行う。

また、日野市の幼稚園、保育園、小学校、中学校と連携を図り、教育相談に関する研究、研修の推進と教育相談の普及・浸透につとめる。

② 内容

ア 教育相談の実施

- ・ 知能、学業、性格、身体、性癖、進路、適性等に関する相談活動
- ・ 幼児・児童・生徒の生活・行動等への助言・援助
- ・ 市内公立幼稚園、保育園、小学校、中学校等、学校教育相談との連携
- ・ 心身に障害のある幼児・児童・生徒の就学（園）相談への協力

イ 教育相談の外部諸機関、諸団体との連絡・情報交換

ウ 教育相談に関する研究・研修などの教育相談活動の充実に関すること

エ 教育センター便り、教育センター紀要の執筆、教育センター相談部紀要の発行

オ 教育センター内の適応指導教室「わかば教室」との連携

③ 相談方法

ア 電話相談 専用電話 042-592-1160

相談による性格、行動、進路、余暇、しつけ、性の問題等の相談に応じ、今後の手立てや行動の一助となるような助言・援助を行う。その際、適切な機関があるときは他機関紹介をする。

また、継続して相談が必要となった時は来室相談の予約をする。

イ 来室相談

電話相談で予約し、指定した日に面接を行い、担当（心理職）を決定後、面談や諸検査等を継続的に行う。継続して行う場合は、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を用いた相談を行う。

ウ 子どもこころの電話相談（いじめ相談） 専用電話 042（592）2782

幼児・児童・生徒、保護者、学校関係者などの電話相談に応じる。

エ その他（学校等訪問）

要請に応じ学校等を訪問し、子どもに関する生活・行動上の相談を行う。

④ 受付（相談時間）

- ・ 祝日を除く月曜～金曜 午前10時～午後5時
- ・ 来室相談は電話予約制

(2) 学校生活相談係

① 目的・内容

学校生活における精神的悩み、人間関係でのストレス、不登校等、児童・生徒の心理的、又は環境をめぐる問題に関しての相談や支援、健全育成に関する資料提供を行う。

★具体的な内容

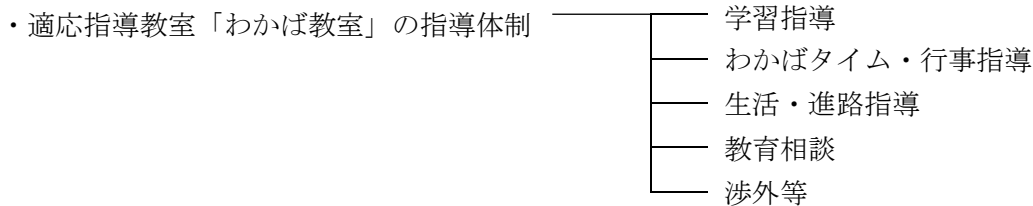
ア 相談活動（学校生活上の問題、不登校に関すること）

イ 「わかば教室」通室児童・生徒への指導・支援

ウ 学校・家庭・地域・他相談機関との連携

② 運営方法

ア 目標と計画の下に適応指導、相談活動を行う



◆適応指導教室「わかば教室」の主な年間行事計画

遠足、収穫祭、誕生会、スポーツ大会、音楽鑑賞教室、音楽会、図書館訪問、地域観察学習、奉仕活動（高齢者福祉施設訪問）、お茶会、夏休み学習会、書初め、卒業・進級を祝う会等

◇適応指導教室「わかば教室」への連絡先

☎ 042-592-0863 FAX 042-592-1148

イ 適応指導教室連絡会・活動参観を每学期1回行う。

ウ 通室児童・生徒の活動状況報告を毎月行う。

エ わかば通信を毎月1回発行する。

オ 保護者会・活動参観・保護者面談を年4回行う。

カ 市立小・中学校の訪問を年1回以上行う。

キ 民生・児童委員や他の相談機関等との連携を図る。

③ 「適応指導教室」指導担当

適応指導「わかば教室」には、教育センター・担当（5ページ）とともに、下記の指導担当者や指導員及びカウンセラーが携わっている。

適応指導教室指導担当者・指導員

鈴木 晴敏	国語（作文・図書・書写）進路指導 栽培活動
粂山 茜	小学生（全科） 音楽
岡崎 純子	英語 美術・図画工作
佐々木謙士	国語 数学 保健・体育
渡邊 悠	社会 理科 栽培活動 生活指導
下山 栄子、菊川 民雄	eラーニングシステムを活用した個別学習指導

カウンセラー

佐藤 充 、中島 理恵 教育相談 面接

（３）不登校児童・生徒への学習支援：e-ラーニングの実施

不登校対策の観点から、これまで教育センター“わかば教室”で行ってきた通室者対象 e-ラーニング学習及び「在宅 e-ラーニング」の基礎調査研究をもとに学習支援の充実を図るとともに、『日野市 e-ラーニング「ひのっ子学習システム」利用の手引き』に基づいて“わかば教室”及び学校との連携を図って「在宅 e-ラーニング」を実施する。

“わかば教室” e-ラーニング

① 目的

わかば教室に通室している児童・生徒に対して、わかば教室で学習できる機会を利用して、児童・生徒の学習支援や学校復帰へのきっかけを促す。

② 内容 ・ 方法

- ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、わかば教室で学習できる機会に行う。
- イ e-ラーニング「ひのっ子学習システム」（以下「システム」という。）を活用して、個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味関心を高め、学習への不安を解消する。
- ウ 使用教材は、システム内の学習教材とする。
- エ システムを利用する児童・生徒に対し、登校支援員及び登校支援スタッフ等が学習や課題解決への支援を行う。
- オ 学習は、わかば教室時間割内に設定し実施する。

固定時間割	月：学習タイム１→中学生	学習タイム２→小学生
	水：学習タイム１→小学生	学習タイム２→中学生

「在宅(家庭)」e-ラーニング

① 目的

さまざまな理由から学校に登校できないなど、長期間の欠席状況にある、またはそのような傾向にある児童・生徒に対して、家庭で学習できる機会を提供し、児童・生徒の元気回復に向けて、学習支援や課題解決への支援を行う。

② 事業内容

- ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、自宅で学習できる機会を設定する。
- イ e-ラーニング「ひのっ子学習システム」（以下「システム」という。）を活用し、個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味関心を高め、学習への不安を解消する。
- ウ 使用教材は、システム内の学習教材とする。
- エ システムを利用する児童・生徒に対し、登校支援員及び登校支援スタッフ等が、随時家庭訪問等を行い、学習や課題解決への支援を行う。

（４）登校支援コーディネータ

不登校状態にある児童・生徒の豊かな成長を目指し、学校やわかば教室、関係機関との連携を進め、登校等につながる支援を行う。

- ・適応実態調査の実施、集約、分析
- ・学校訪問（相談・助言・ケース会議等）
- ・関係機関との連携（家庭支援センター等）
- ・わかば教室・教育相談室との連携
- ・登校支援員（e-ラーニング）との連携
- ・不登校児童・生徒の居場所作り（せせらぎ農園等）
- ・その他、必要に応じて児童・生徒の支援につながること

IV 教育センター沿革

沿革（詳細）

昭和 61 年 4 月 1 日	「日野市教職員研究資料室」設立（潤徳小学校校舎）教育相談室を資料室へ移転。初代室長 黒沢保雄、顧問 重松鷹泰
昭和 61 年 4 月 30 日	日野市教職員研究資料室設置規則を制定する。
昭和 63 年 4 月 1 日	日野市健全育成室を設立（市立日野第二中学校内）する。 初代室長 山本 保
平成 5 年 9 月 7 日	日野市議会定例会議案第 70 号「日野市立教職員研究室設置について」が「同設置条例施行規則」を参考資料として上程可決される。
平成 6 年 4 月 1 日	「日野市立教職員研究室」が設置される。 初代室長 園田 匠、次長（課長補佐職）高橋喜代子
平成 6 年 8 月 2 日	日野市立教職員研究室室長 園田 匠が退職し、8 月 3 日付で日野市教育委員会教育長に任命される。
平成 6 年 10 月 13 日	日野市立教職員研究室長に清水七郎が任命される。
平成 7 年 5 月 9 日	平成 7 年度第 1 回運営審議会を開催する。ー以下省略ー
平成 10 年 4 月 21 日	ひのっ子教育 21 研究員会第 1 回総会（平成 15 年度まで）を行う。
平成 10 年 5 月 1 日	教職員研究室事務長に伊藤峯夫（市民課長より）が着任する。
平成 10 年 5 月 19 日	平成 10 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授 以下平成 15 年度まで審議会及び委員長。）を開催する。
平成 11 年 2 月 25 日	第 1 回ひのっ子教育 21 研究員会研究発表（以下平成 17 年度まで）を行う。
平成 11 年 3 月 31 日	平成 10 年度市立教職員研究室紀要第 11 集（以下 15 集まで）を発刊する。
平成 12 年 4 月 1 日	教職員研究室事務長を野崎芳昭（学校教育部参事兼指導室長）が兼任する。
平成 12 年 4 月 1 日	日野市適応指導教室「わかば教室」が日野市日野 1369-27 東町まちづくり事務所内に開設される。
平成 14 年 3 月 31 日	日野市立教職員研究室長 清水七郎退職する。
平成 14 年 4 月 1 日	長谷川一彦（学校教育部参事兼指導室長事務取扱）が教職員研究室長事務取扱・事務長事務取扱に就任する。
平成 15 年 1 月 1 日	日野市立教職員研究室長に篠原昭雄が任命される。
平成 15 年 3 月 7 日	日野市教育センター在り方検討委員会（委員長 篠原昭雄）が教育委員会に設置され、第 1 回会議が開かれる。
平成 15 年 9 月 2 日	教育センター在り方検討委員会が検討結果を加島俊雄教育長に報告する。
平成 15 年 12 月 18 日	日野市議会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例（平成 5 年条例第 22 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例」（平成 15 年条例第 26 号）が可決成立し、平成 16 年 4 月 1 日開設が決まる。
平成 16 年 1 月 9 日	教職員研究室が潤徳小学校から旧高幡台小学校跡に移転する
平成 16 年 3 月 27 日	日野市教育委員会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例施行規則（平成 6 年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例施行規則」が可決成立する。
平成 16 年 4 月 1 日	「日野市立教育センター」が設置される。 初代所長 篠原昭雄 主任研究員 長谷川 一彦（教育部参事）併任 事務長 山田 芳男（健康課長より）
平成 16 年 4 月 9 日	教育センター講堂にて開所式を行う。
平成 16 年 5 月 19 日	平成 16 年度第 1 回教育センター運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業及び運営について審議する。
平成 17 年 2 月 28 日	平成 16 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。
平成 17 年 3 月 1 日	平成 16 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 17 年 3 月 31 日	平成 16 年度『教育センター紀要第 1 集』及び『教育センター相談部研究紀要第 1 号』を発行する。
平成 17 年 4 月 1 日	主任研究員を田口康之（教育部参事）が兼任する。

平成 17 年 4 月 27 日	教育センター講堂にて、平成 17 年度ひのっ子教育研究員会総会を行う。
平成 17 年 5 月 17 日	平成 17 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 18 年 2 月 23 日	平成 17 年度ひのっ子教育 21 研究委員会の最後の授業・発表会を行う。
平成 18 年 2 月 28 日	平成 17 年度五つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。
平成 18 年 3 月 2 日	平成 17 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年度『教育センター紀要第 2 集』『教育センター相談部研究紀要第 2 号』及び『「郷土日野」指導事例第 1 集』を発行する。
平成 18 年 4 月 1 日	事務長 山田芳男が定年退職し、半田実（健康福祉部主幹）が就任する。
平成 18 年 4 月 28 日	ひのっ子教育 21 研究員会が、ひのっ子教育 21 開発委員会に改組（教育センターは庶務及び指導を担当）され、第 1 回総会を教育センターで行う。
平成 18 年 5 月 23 日	平成 18 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 19 年 2 月 23 日	第 1 回ひのっ子教育 21 開発委員会発表を日野第四小学校で行う。
平成 19 年 2 月 27 日	平成 18 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 19 年 3 月 1 日	平成 18 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 19 年 3 月 31 日	平成 18 年度『教育センター紀要第 3 集』『教育センター相談部研究紀要第 3 号』及び『「郷土日野」指導事例第 2 集』を発行する。
平成 19 年 5 月 24 日	平成 19 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 20 年 2 月 26 日	平成 19 年度三つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 20 年 2 月 29 日	平成 19 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 20 年 3 月 31 日	平成 19 年度『教育センター紀要第 4 集』『教育センター相談部研究紀要第 4 号』及び『「郷土日野」指導事例第 3 集』を発行する。
平成 20 年 4 月 1 日	主任研究員を浮須勇人（教育部参事）が兼任する。
平成 20 年 5 月 20 日	平成 20 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し事業計画及びその審議を行う。
平成 20 年 10 月 16 日	調査研究中間報告会を教育センター講堂で行う。
平成 21 年 2 月 19 日	平成 20 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 21 年 2 月 27 日	平成 20 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 21 年 3 月 31 日	平成 20 年度『教育センター紀要第 5 集』『相談部研究紀要第 5 号』及び『「郷土日野」指導事例第 4 集』を刊行する。
平成 21 年 4 月 1 日	事務長 半田 実が定年退職し、下田 孝行（教育部主幹）が就任する。
平成 21 年 5 月 19 日	平成 21 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 21 年 10 月 22 日	平成 21 年度調査研究中間報告会を行う。
平成 22 年 2 月 23 日	平成 21 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 22 年 2 月 26 日	平成 21 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 22 年 3 月 31 日	平成 21 年度『教育センター紀要第 6 集』『相談部研究紀要第 6 号』及び『「郷土日野」指導事例第 5 集』を刊行する。
平成 22 年 4 月 1 日	事務長下田孝行が定年退職し、渡辺秀樹（健康課副主幹）が就任する。
平成 22 年 5 月 20 日	平成 22 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 22 年 10 月 22 日	平成 22 年度調査研究中間報告会を行う。
平成 23 年 2 月 22 日	平成 22 年度二つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 23 年 2 月 28 日	平成 22 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。
平成 23 年 3 月 31 日	平成 22 年度『教育センター紀要第 7 集』『相談部研究紀要第 7 号』及び『「郷土日野」指導事例第 6 集』を刊行する。
平成 23 年 4 月 1 日	加島俊雄教育部参与が第 2 代所長を兼任する。
	主任研究員を大野正人（教育部指導担当参事）が兼任する。
平成 23 年 5 月 17 日	平成 23 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。
平成 23 年 10 月 27 日	平成 23 年度調査研究中間報告会を行う。
平成 24 年 2 月 20 日	平成 23 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。
平成 24 年 2 月 28 日	平成 23 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

V 設置条例・施行規則

1 日野市立教育センター設置条例

(設置)

第1条 日野市における教育の充実及び振興を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、日野市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び設置)

第2条 教育センターの位置は、日野市程久保550番地とする。

(管理)

第3条 教育センターは、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 教育相談及び学校生活相談に関すること。
- (5) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- (6) 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(運営審議会)

第8条 教育センターの運営について必要な事項を審議するため、日野市立教育センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育員委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長及び副委員長の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、審議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(招集)

第 12 条 審議会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議決)

第 13 条 審議会は、委員の半数以上が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数をもってこれを議決する。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(日野市立教職員研究室設置条例の一部改正)

2 日野市立教職員研究室条例(平成 5 年条例第 22 号)の一部を改正する。〔次のよう〕略
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

2 日野市立教育センター設置条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日野市立教育センター設置条例(平成 15 年条例第 46 号)の施行について必要な事項を定める事を目的とする。

(職員)

第 2 条 日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)に所長のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 主任研究員 (2) 事務長 (3) 専門職員 (4) その他必要な職員

(所長の任務)

第 3 条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長は、次の事項を専決する。

(1) 教育センター運営の実施計画に関すること。

(2) 主任研究員及び事務長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

(3) 教育センター全体に係わる定例的な事項に関する報告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(主任研究員、事務長及び職員の任務)

第 4 条 主任研究員は、所長の命を受け、調査研究、研修及び相談業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受け、教育センターの庶務事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主任研究員及び事務長の専決事項については、日野市教育委員会事務局事務決裁規程(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 9 条の規程を準用する。

4 専門職員その他の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。

(部及び事務分掌)

第 5 条 教育センターの部及び事務分掌は、次のとおりとする。

調査研究部

- (1) 学校制度及び学校経営の調査研究に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) ふるさと（郷土ひの）教育の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 教育資料の収集、提供及び教育広報に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

研修部

- (1) 学校教育職員の研修に関すること。
- (2) 社会教育者（地域リーダー）の研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修に関すること。

相談部

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育相談並びに教職員の相談に関すること。
- (2) 学校生活（適応）についての相談及び援助に関すること。
- (3) 電話等による教育相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相談に関すること。

事務部

- (1) 教育センターの庶務に関すること。
 - (2) 他の部に属さない事務に関すること。
- （委任）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

3 日野市適応指導教室設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、さまざまな要因により学校生活に適応できず、長期間の欠席状況にある児童・生徒に対して社会的自立及び学校復帰の援助を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するために、適応指導教室を設置する。

2 適応指導教室の名称は「わかば教室」とする。

（事業内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一人ひとりの児童・生徒に応じた社会的体験や学習活動を援助し、精神的な安定、好ましい人間関係、集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の回復を図る。
- (2) 学校不適応児童・生徒の理解や対応のあり方について、学校及び保護者との相談を行う。
- (3) 学校、日野市教育相談室、スクールカウンセラー、その他関係機関との連携を図る。
- (4) その他教育長が必要と認める事業を行う。

（組織）

第4条 適応指導教室は、日野市立教育センターが所管し、指導員及びカウンセラーを置く。

（入室対象者）

第5条 入室対象者は、次の要件を満たす児童・生徒とする。

- (1) 日野市公立小・中学校に在籍する児童・生徒

(2) 不登校及びその傾向にある児童・生徒

(3) 保護者及び本人が入室を希望し、日野市教育委員会教育部学校課長、(以下「学校課長」という。)が認めた児童・生徒

(開設日及び開設時間等)

第6条 開設日は月曜日から金曜日とし、開設時間は午前9時から午後4までとする。

ただし、日野市立教育センター所長(以下「センター所長」という。)が特に必要があると認めたときは開設日及び開設時間を変更することができる。

2 日野市公立学校の休業日(都民の日及び在籍校の開校記念日を除く。)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は休業日とする。ただし、センター所長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(通室)

第7条 通室方法や通室往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

(入室・退室手続き)

第8条 入室を希望する児童・生徒の保護者は日野市適応指導教室入室願(第1号様式)を在籍校の校長に提出する。

2 前項の規程による届出を受けた校長は日野市適応指導教室入室申請書(第2号様式)を学校課長に提出する。

3 学校課長は、入室の可否について、児童・生徒の在籍校の校長、指導主事及び適応指導教室指導員が協議した結果をもとに決定する。

4 学校課長は入室を許可した場合は、入室許可書を学校長とセンター所長に通知する。

(第3号様式)

5 退出する場合は、保護者は日野市適応指導教室退出願(第4号様式)を在籍校の校長に提出する。

6 前項の規定による届出を受けた校長は日野市適応指導教室退室申請書(第5号様式)を学校課長に提出する。

7 学校課長は退出を許可した場合は、退出許可書を学校長とセンター所長に通知する。(第6号様式)

(学校との連携)

第9条 センター所長は、在室児童、生徒について通室状況報告書(第7号様式)を作成し、在籍校の校長に報告する。

2 在籍校の校長は、学校の教育計画や教育活動等をセンター所長に提出し、学校復帰の協力をする。

(事故の対応)

第10条 適応指導教室の管理下で通室児童・生徒に事故が発生したときは、在籍校の校長はセンター所長からの事故報告に基づき日本体育・学校健康センターの医療費等の支給を申請する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

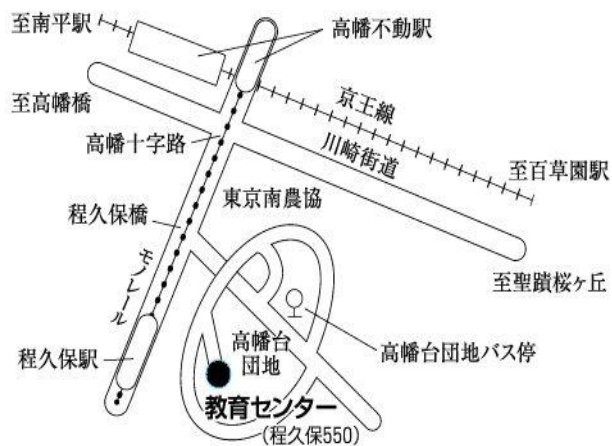
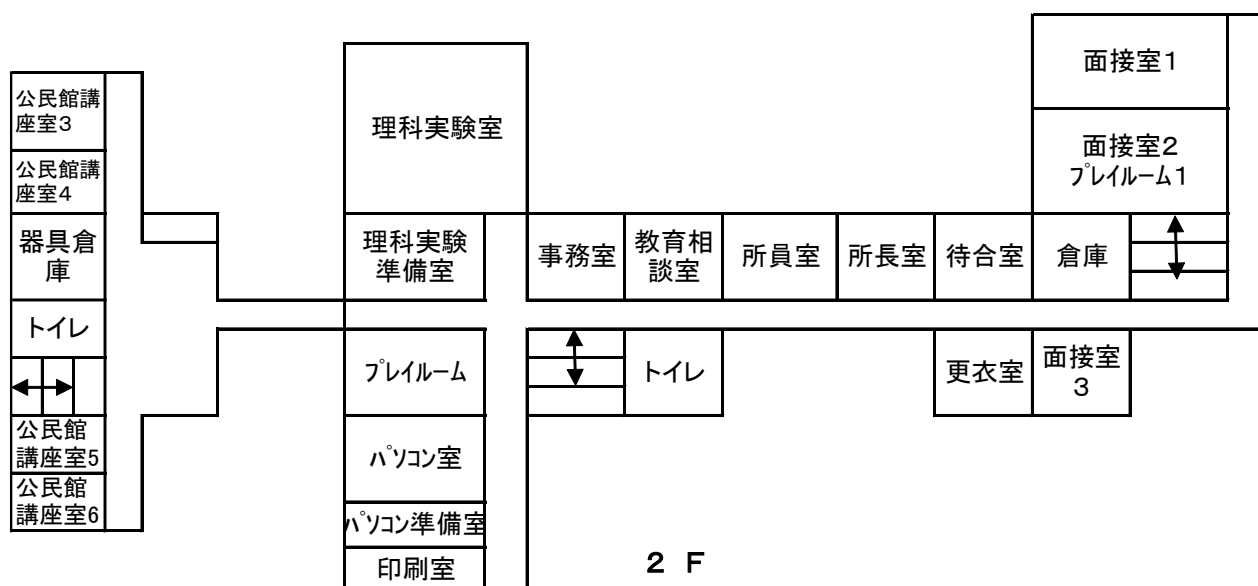
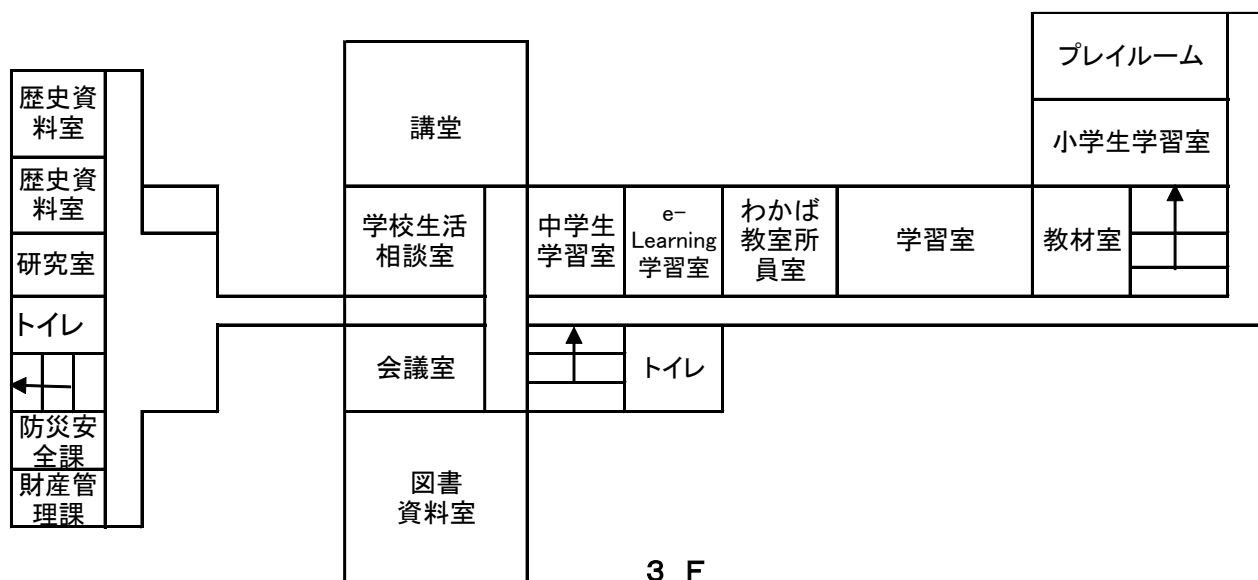
付 則(平成15年6月2日)

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

VI 教育センター案内図



バス…高幡台団地下車 徒歩5分
多摩都市モノレール…程久保駅 徒歩7分
京王線…高幡不動駅 徒歩20分

【教育センター案内】

開館時間 午前8時30分～午後5時15分
休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始
場所 程久保550 Tel.592-0505 Fax592-1148